

葛飾区スポーツ推進委員募集要項

1 スポーツ推進委員の役割

スポーツ基本法第32条の規定に基づき、葛飾区教育委員会から委嘱を受けて活動する特別職の非常勤公務員で、区のスポーツ推進事業を実施するための連絡調整や区民に対するスポーツの実技指導、スポーツに関する指導及び助言を行うなどの役割を担います。

(参考) スポーツ基本法第32条（スポーツ推進委員）

第32条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあっては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い关心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあっては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツ推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は非常勤とする。

2 募集人数

若干名

3 応募資格

応募資格者は、次の全ての条件を満たす方とします。

- (1) 住所については次のいずれかの者とする。
 - ア 区内に住所を有する者。ただし、区内でスポーツの指導、普及等の活動を行っている者で適任と認める者はこの限りではない。
 - イ 職域関係者は区内の住所の有無にかかわらず、所属長の了解を得ている者
- (2) 年齢は、委嘱時に18歳以上66歳以下とする。
- (3) 葛飾区公認スポーツ指導員、葛飾区公認スポーツボランティア資格を有して、本区スポーツ推進に積極的に活動している者
- (4) 区民にスポーツの実技指導その他スポーツに関する指導、助言を行うに当たって必要な熱意と能力がある者
- (5) 企業等に勤務の場合、兼業届を提出し勤務先からスポーツ推進委員の活動について許可を得られる者
- (6) 葛飾区スポーツ推進委員に関する規則に定める欠格条項に該当しない者
 - ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 国又は地方公共団体において、懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (7) その他、葛飾区スポーツ推進委員選考基準に該当する者

4 募集期間

令和7年12月12日（金）から令和8年1月16日（金）まで

5 応募方法

「葛飾区スポーツ推進委員応募用紙」に必要事項を記入の上、小論文（テーマ「これまでのスポーツ指導を地域で発揮するためには」1,000字程度・様式自由）を葛飾区教育委員会事務局生涯スポーツ課に持参又は郵送で提出してください。

応募用紙は、葛飾区奥戸総合スポーツセンター体育館窓口で配布するほか、区ホームページからダウンロードできます。

6 選考方法等について

- (1) 書類選考及び必要に応じて面接を行い、委員候補者の決定について葛飾区スポーツ推進委員選考委員会で審議します。
- (2) 葛飾区スポーツ推進委員選考委員会で決定した委員候補者は、教育委員会で承認を得た上でスポーツ推進委員として委嘱します。
- (3) 選考結果は、応募者本人に文書により通知します。

7 任 期

2年間（令和8年4月1日から令和10年3月31日まで）

8 報 酬

月額9,200円（源泉徴収所得税など含む。）〈予定〉

9 個人情報の取扱いについて

応募の際にご提出いただく個人情報については、個人情報の保護に関する法律に基づき、適正に取り扱い、選考、委嘱に関する事以外に使用しません。

10 問合せ先

葛飾区教育委員会事務局生涯スポーツ課事業係

葛飾区スポーツ推進委員選考委員会事務局

〒124-0022 東京都葛飾区奥戸七丁目17番1号

葛飾区奥戸総合スポーツセンターハウス内

電話：03（3691）7111